

犬山市一般廃棄物処理手数料収納事務マニュアル

～指定ごみ袋の販売について～

令和元年10月

犬山市経済環境部環境課

電話 0568-44-0344

はじめに

本市では、家庭系可燃ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ることなどを目的に、平成21年12月から指定ごみ袋制度を導入しています。

制度の導入に伴い、指定ごみ袋を取扱所で販売しています。

指定ごみ袋の販売とは、その代金を一般廃棄物処理手数料として本市に代わって受け取り、事前に仕入れた指定ごみ袋を市民に交付していただくことをいいます。

各販売所の皆さまには、制度をスムーズに運営するため、このマニュアルを参考にしてください。

1 指定ごみ袋の種類等（可燃ごみ袋のみ）

規格 (容量)	市民への販売単価	発注単位 ごみ処理手数料※	指定ごみ袋取扱手数料 ※2
大袋 (45リットル)	300円/組	1箱(50組入 500枚) 15,000円	1,550円/1箱
中袋 (30リットル)	200円/組	1箱(50組入 500枚) 10,000円	1,050円/1箱
小袋 (15リットル)	100円/組	1箱(100組入 1,000枚) 10,000円	1,000円/1箱
減量型袋 (10リットル)	140円/組	1箱(50組入 1,000枚) 7,000円	750円/1箱

※ 市民から回収し、市へ納めていただく金額です。

※2 取扱事務を行っていただくため市が取扱所に支払う金額です。

2 指定ごみ袋販売の流れ

① 発注

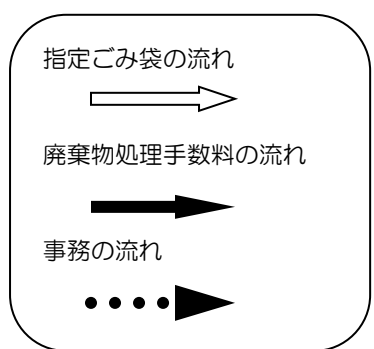
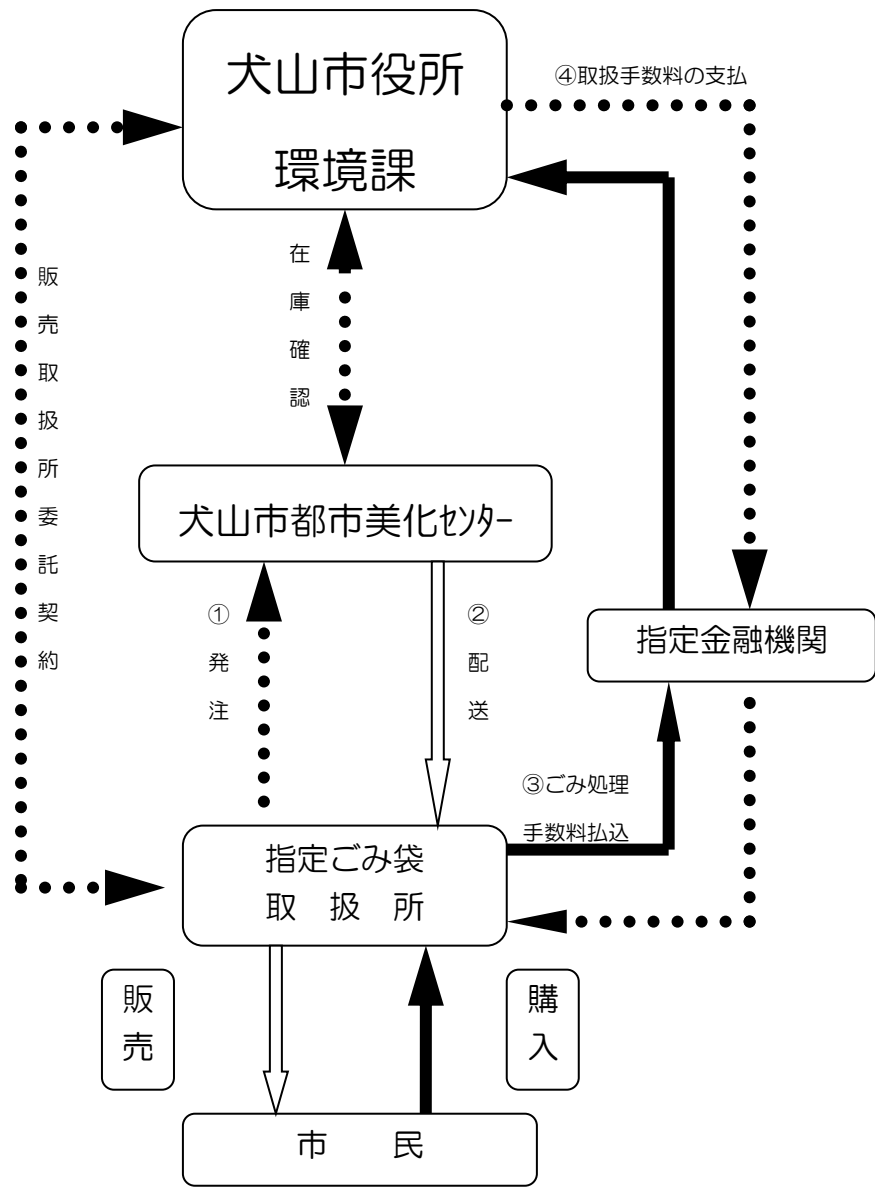
犬山市都市美化センターに、「犬山市指定ごみ袋買受申請書」(様式第4)をファックスするか電話にて注文してください。詳細は3指定ごみ袋の仕入方法を確認してください。

② 受取

犬山市都市美化センターより指定ごみ袋及び「指定ごみ袋納付書」を配送します。配送時にお渡しします納付通知書により、期限までにごみ処理手数料を納付してください。

③ 取扱手数料の支払い

指定ごみ袋取扱手数料は、取扱所からの納付確認後、1ヶ月毎に取扱所の指定口座へ振り込みます。



3 指定ごみ袋の仕入方法

- ① 指定ごみ袋の発注は、配送日前の火曜日午後3時までに犬山市指定ごみ袋買受申請書（様式第4）に必要事項を記入し、犬山市都市美化センターへ直接ファックスか電話で注文してください。

※発注単位は、1箱単位となります。

犬山市都市美化センター連絡先

住所 犬山市大字塔野地字田口洞39番地128

TEL・FAX 0568-61-3392

- ② 犬山市都市美化センターより取扱所に指定ごみ袋と納入通知書を配送します。引渡しは、毎週木曜日（年末年始を除く）に犬山市都市美化センターから取扱所へ配送します。ただし、木曜日が祝祭日となる場合は、市が別途指定した日に配送する。配送時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）の間とします。

なお、配送日以外の日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）を希望する場合の引渡し場所は、犬山市都市美化センターとしますが、引渡しを希望される日の前日までに犬山市都市美化センターへ連絡してください。

※指定ごみ袋受領後は、納入通知書にて速やかに指定金融機関へお支払いください。

- ③ 本市指定の販売単価で、市民に指定ごみ袋を販売してください。

4 指定ごみ袋の市民への販売

以下の事項について十分注意して取り扱ってください。

※販売単位は1組（大袋・中袋・小袋は10枚、減量型袋は20枚）ごとです。

※1枚ずつのばら売りはできません。

5 指定ごみ袋の適正管理

以下の事項について十分注意して取り扱ってください。

※販売所の各店舗等には、すべての種類を扱っていただきますので、欠品が生じないように常時在庫の状況に注意してください。

※指定ごみ袋を受け取った後の破損、汚損、盗難、紛失等は各取扱所の責任で対応していただくこととなります。

6 取扱上の注意

（1）消費税

- ごみ袋の販売はごみ処理手数料の徴収になるので、消費税はいただくことはでき

ません。

- 他の商品との一括会計も可能ですが、レジスター等の設定においては十分注意してください。
- ただし、本市からお支払いする手数料は、委託事務に対する手数料としてお支払いしますので消費税込みとなります。消費税申告が必要な店舗は、ご注意ください。

(2) JANコード

- 指定ごみ袋の外装袋には、バーコード（JANコード）が表示されますので、POSシステム等を導入している販売店は、読み取り設定を行うことが可能です。
- レシートには、「ごみ処理手数料（指定ごみ袋大袋）」など具体的な名称を印字してください。（「商品」「ごみ袋」など他の商品と混同するような表現はしないでください。）

(3) 値引き・無料配布等の禁止

- 指定ごみ袋の販売は、商品の売買ではなく手数料の徴収になります。
- 指定ごみ袋の価格は、条例で定める「ごみ処理手数料」ですので販売所が値引販売や景品等として無料配布することはできません。
- 値引き等の取扱いをしていることが判明した場合は、取扱所登録が取り消される場合があります。

(4) 不良品の取扱い

- 指定ごみ袋を受け取る際、段ボール箱等の状況を十分に確認してください。
- 指定ごみ袋の破損や汚損が確認された場合は、交換しますので環境課もしくは、犬山市都市美化センターに申し出てください。
- 購入者から不良品の申し出があった場合は、各取扱所で品物を交換するようにしてください。
- 不良品は環境課で現物と交換、もしくは次回配送の際に併せて配送します。